

## 議案第105号

とちぎ南西消防通信指令事務協議会の設置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2の2第1項の規定により、消防通信指令に関する事務を足利市と共同して管理し、及び執行するため、別紙のとおり規約を定め、とちぎ南西消防通信指令事務協議会を設置することについて、同条第3項の規定により、議会の議決を求めます。

令和6年12月6日提出

佐野市長 金子 裕

## 理 由

とちぎ南西消防通信指令事務協議会を設置することについて、足利市と協議をしたいので提案するものです。

## 参 考

地方自治法抜粋

（協議会の設置）

第252条の2の2 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。

2 …省 略…

3 第1項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。…省 略…

4－6 …省 略…

## とちぎ南西消防通信指令事務協議会規約

### (協議会の目的)

第1条 この協議会（以下「協議会」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2の2第1項の規定に基づき、複雑多様化する消防需要に広域的に対応し、消防サービスの高度化及び消防力の強化を図るため、消防通信指令に関する事務を共同して管理し、及び執行することを目的とする。

### (協議会の名称)

第2条 協議会の名称は、とちぎ南西消防通信指令事務協議会という。

### (協議会を設ける市)

第3条 協議会は、足利市及び佐野市（以下「関係市」という。）がこれを設ける。

### (協議会の担任する事務)

第4条 協議会は、関係市の区域における災害通報の受信、出動指令、通信統制及び情報の収集伝達の事務を管理し、及び執行する。

### (協議会の事務所)

第5条 協議会の事務所は、佐野市富岡町1391番地佐野市消防本部内に置く。

### (協議会の組織)

第6条 協議会は、会長、副会長及び委員2人をもって組織する。

### (会長及び副会長)

第7条 会長及び副会長は、関係市の長が協議により定めた関係市の消防長の職にある者をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長は、非常勤とする。

### (委員)

第8条 委員は、関係市の消防職員のうちから、関係市の消防長が協議により定めた職にある者をもって充てる。

2 委員は、非常勤とする。

(職員)

第9条 協議会の担任する事務に従事する職員（以下「職員」という。）の定数及び当該定数の関係市間の配分については、関係市の消防長が協議により、これを定める。

2 関係市の消防長は、前項の規定により配分された定数の職員を、それぞれの消防職員のうちから選任するものとする。

3 会長は、職員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は職員に職務上の義務違反その他職員たるに適しない非行があると認めるときは、その職員が属する市の消防長に解任を求めることができる。

(事務処理のための組織)

第10条 会長は、協議会の会議（以下「会議」という。）を経て、協議会の担任する事務を処理するために必要な組織を設けることができる。

(会議)

第11条 会議は、協議会の担任する事務の管理及び執行に関する基本的な事項を決定する。

(会議の招集)

第12条 会議は、会長がこれを招集する。

2 会長は、副会長から会議を招集すべき旨の求めがあったときは、これを招集しなければならない。

3 会議開催の場所及び日時は、会議に付議すべき事項とともに、会長があらかじめこれを副会長及び委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第13条 会議は、副会長及び委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会議で定める。

(関係市の長等の名においてする事務の管理及び執行)

第14条 協議会がその担任する事務を関係市の長又は消防長の名において管理し、及び執行する場合においては、協議会は、佐野市の当該事務に関する条例、規則その他の規程（以下この条において「佐野市条例等」という。）を関係市の当該事務に関する条例、規則その他の規程とみなして、当

該事務をその定めるところにより管理し、及び執行するものとする。

2 佐野市は、佐野市条例等を制定し、改正し、又は廃止しようとする場合においては、あらかじめ足利市と協議しなければならない。

3 佐野市長は、佐野市条例等が制定され、改正され、又は廃止された場合においては、その旨を足利市長及び会長に通知しなければならない。

(経費の支弁の方法)

第15条 協議会の担任する事務の管理及び執行に要する費用は、関係市が負担する。

2 前項の規定により関係市が負担すべき額は、別に定める負担割合によるものとする。

3 足利市は、前項の規定による負担金を佐野市に納付するものとする。

(財産の取得、管理及び処分の方法)

第16条 協議会の担任する事務の用に供する財産に関しては、関係市が協議してそれぞれ取得し、又は処分するものとし、当該財産の管理は、協議会がこれを行う。

2 協議会は、前項の財産の管理を行う場合においては、佐野市の当該管理に関する条例、規則その他の規程を関係市の当該管理に関する条例、規則その他の規程とみなして、当該管理をその定めるところにより行うものとする。この場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(その他の財務に関する事項)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の財務に関しては、地方自治法に定める普通地方公共団体の財務に関する手続の例による。

(協議会解散の場合の措置)

第18条 協議会が解散した場合における事務の承継については、関係市が協議して定める。

(協議会の規程)

第19条 協議会は、この規約に定めるもののほか、協議会の担任する事務の管理及び執行その他協議会に関して必要な規程を定めることができる。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。